

令和 6 年 11 月 20 日

香芝市長 様
香芝市教育長 様

香芝市議会議員 川 田 裕
【 質問者： 小西 高吉 】

質 問 状

香芝市議会基本条例第 16 条第 1 項の規定に基づき次のとおり質問するので、同条第 2 項により速やかに回答して下さい。

1 香芝市内のグラウンドに夜間照明設備を設置する計画等の考えをお伺い致します。

(1) 防災の観点からの夜間照明設備の必要性

ア 非常時の避難場所（一時避難場所）の十分な照明確保の観点等から、今後香芝市内のグラウンドに夜間照明設備を設置していく必要があると考えますが、考えをお伺い致します。

(2) 地域部活動の観点からの夜間照明設備の必要性

ア 今後、中学校部活動の地域移行を見据えると拠点校方式などスポーツ文化活動を学校以外でおこなう機会が増えると考えます。現在の香芝市の現状では、日照時間が短い季節の時期に屋外スポーツにおいては、夜間照明設備が整っている施設が 1 カ所しかないため活動が出来ない又は活動に制限がかかる恐れがあり、児童生徒がスポーツに触れ合う機会創出を奪うことにつながると考えますが、考えをお伺い致します。

(3) 熱中症対策と健康増進の観点からの夜間照明設備の必要性

ア 気候変動の影響により、国内の熱中症による死亡者数は増加傾向が続いており、また今後、地球温暖化が進行すれば極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、我が国において熱中症による被害が更に増加する恐れがあります。こうした状況を踏まえて、熱中症対策を一層強化するための気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 23 号。以下「改正気候変動適応法」という。）が令和 5 年 4 月に成立し、令和 6 年 4 月に全面施行されました。政府としては、改正気候変動適応法に基づき熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報の着実な運用、指定暑熱避難施設を活用した取組みの促進を図るとともに、「熱中症対策実行計画」（令和 5 年 5 月閣議決定）に基づき、令和 6 年度「熱中症予防強化キャンペーン」を通じて、政府一体となった普及啓発を実施しています。

気温が高ければ体への負荷が大きくなります。人間の体は表面から常に水分を蒸発さ

せることで熱を逃がしています。非常に暑くなると、汗という大きな水滴を使います。同じ気温でも湿度が高ければ汗が気化しにくくなります。輻射熱は、太陽や地面・壁などから直接放射される熱です。これらを総合的に評価する暑さ指数は、熱中症で亡くなった人の過去のデータを調べると非常にきれいな相関があります。また、日本スポーツ協会は熱中症予防のための運動指針をつくり、暑さ指数 31 以上で運動は原則禁止、28 以上 31 未満で厳重警戒などとしています。今後、気候変動の影響により 31℃以上の日が多くなると考えると、屋外スポーツなど朝の早い時間帯か日没後しか屋外スポーツが出来なくなる恐れがでてくると予想します。

香芝市では、夜間照明設備がある屋外体育施設は 1 カ所のみです。第 3 次香芝市生涯学習推進基本計画の『生涯スポーツと健康づくりの推進の中に』生涯にわたって健康に暮らしていける体力の維持増進を図るには、継続的な運動・スポーツが有効な手段であり仲間づくりにもつながると記載されています。夏場の暑い時期に継続的運動・スポーツをおこなっていただくには、気温の問題もあり困難だと考えます。また、秋から冬にかけては日が落ちるのが早く周辺が真っ暗になってしまうため、屋外運動においても身体を動かす機会やスポーツの機会を増やすために現在の香芝市の施設の環境では機会創出を奪うことにつながっていると考えます。運動・スポーツ機会創出、健康増進のための機会創出のためにも夜間照明設備の設置が必要だと考えますが、計画等の考えをお伺い致します。

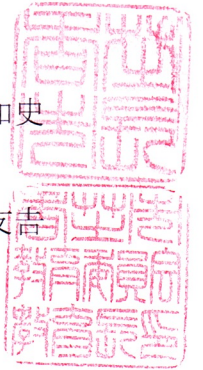
暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針
<u>31 以上</u>	<u>運動は原則禁止</u>
<u>28 以上 31 未満</u>	<u>厳重警戒 (激しい運動は中止)</u>
<u>25 以上 28 未満</u>	<u>警戒 (積極的に休憩)</u>
<u>21 以上 25 未満</u>	<u>注意 (積極的に水分補給)</u>

香 企 第 8 9 号
令和6年12月19日

香芝市議会議長 中村 良路 様

香 芝 市 長 三橋 和史

香芝市教育委員会教育長 小西 友吉



文書質問に対する回答書の送付について

令和6年11月20日付け小西高吉議員の文書質問に対し、別紙回答書を送付する。

小西高吉議員提出の文書質問に対する回答書

(1)について

避難場所（一時避難場所）に指定されている本市内のグラウンドの夜間照明設備については、周辺の外灯などで不足する照度をスポット照明等の既存設備により補う考えであり、新たに固定式の夜間照明設備を設置することは考えていない。

なお、スポット照明など避難場所（一時避難場所）に必要となる設備については、不足があれば随時整備していく方針である。

(2)について

生徒の帰宅時における安全確保の観点から、屋外が暗くなってからの活動は想定していないため、現時点では夜間照明設備が必須であるとは考えていない。

なお、地域クラブ活動に移行しても、国や県のガイドライン等に則り、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、週当たり2日以上 of 休養日を設定するとともに、1日の活動時間は平日2時間程度、休業日3時間程度とする考えであるが、いずれにしても屋外が暗くなってからの活動は想定していない。

(3)について

夜間照明設備の効果としては、夜間にスポーツを行う機会の拡大につながるため、熱中症対策や健康増進に資するものであると考える。

しかし、既存の高山台グラウンド及び健民運動場については、近隣に民家や農地が多いことから、夜間の利用者による騒音や光害など、夜間照明設備の設置による弊害も生じ得るため、現時点では設置することは考えていない。